

千石コミュニティセンター利用要領

千石コミュニティセンターは、地域の皆様がコミュニティ活動の場として、教養、集会、文化活動などに気軽に利用することによって、ふれあいをより一層深化させることを目的とした施設です。この利用要領は、コミュニティセンターを気持ち良く利用して頂くために定めたものです。

1. 利用できる施設

第一会議室、第二会議室、第三会議室、和室、談話室(ロビー)

但し、談話室以外は専用室として申し込みの上、利用をすることが出来ます。

2. 利用時間

午前 9 時30分から午後 9 時 00 までとします。

尚、専用利用する場合については、次の区分を単位として利用できます。

1) 午前 : 午前 9 時30分から 12 時30分まで (3 時間)

2) 午後 : 午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで (3 時間)

3) 夜間 : 午後 6 時 00 分から 9 時 00 分まで (3 時間)

但し、コミュニティセンター運営委員会が認めた場合、時間外の利用が出来ます。

3. 休館日

1) 日曜日及び祝日

2) 年末年始

3) 夏季(お盆の季節)

4) 臨時休館日

2) から4)までの各年度の休館日は、コミュニティセンター運営委員会が決定します。

4. 専用室利用申込の手続き

最
早

1) 受付日 : 毎週火曜日(コミュニティセンターの休館日は除く)

2) 受付場所 : コミュニティセンター事務室

3) 受付時間 : 午前 9 時から 12 時まで

4) 受付申込日 : 学区内の方は、2ヵ月前、学区外の方は、1ヵ月前(但し、休館日は除く)

5) 受付方法 : 所定の用紙に必要事項を記入してください

: 同時に定めた運営協力金を添えてください

: 受付後、利用承認書を発行します 利用日に利用承認書を持参ください

: 電話、郵送などの申し込みは不可とします

6) 利用の取消 : 利用承認書を持参の上、速やかに取消をしてください

その際、使用日の1ヵ月前までは、運営協力金の半額を返却します

: 承認書を発行した場合でもコミュニティセンター運営委員会が特に必要と認めた場合、利用承認を取り消しする場合があります

その際、運営協力金は全額を返却します

5. 運営協力金

- 1) 学区内在住者 : 1室、1単位(3時間) 1,000円、冷暖房費 300円 (年間同一金額)
- 2) 学区外在住者 : 1室、1単位(3時間) 1,500円、冷暖房費 300円 (年間同一金額)
- 3) コミュニティセンター運営委員会が特に必要と認めた利用については、別途料金とします

6. 利用の制限

次の事項の場合、利用は不可とします

- 1) 専ら営利を目的として利用する場合
但し、バザーなどで得た利益を公共の目的にする場合などは除きます
- 2) 冠婚葬祭に利用する場合
- 3) コミュニティセンター運営委員会が管理上支障あると認めた場合

7. 利用上の注意事項

- 1) 利用時間の厳守のこと
- 2) 利用後は、利用点検表をチェックの上、整理整頓のこと(ゴミなどは持ち帰ること)
- 3) 館内禁煙のこと
- 4) 火気使用厳禁のこと
- 5) 乳幼児の同伴の場合、保護者は事故に注意のこと
- 6) 施設、備品など誤って損傷や紛失した場合、直ちに申し出ること
その際、原状回復または損害額を弁償して頂く場合があること
- 7) 無断で張り紙、釘または画鋏などしない
- 8) 騒音、大声、暴力行為など他人の迷惑となる行為をしない
- 9) その他、施設の管理運営に支障となる行為をしない

追記

- 1) この利用要領に定めていない事項は、コミュニティセンター運営委員会が定める
- 2) この利用要領は、平成14年4月1日から施行する
- 3) この利用要領は、令和11年1月1日から改定施行する

※ 1週間前まで予約、返金はポストへ